

災害時における燃料供給に関する協定書

鳥取市立病院（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時の燃料供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、燃料の優先供給を実施し、患者及び地域住民の生命を守るため継続して医療の提供を行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めた場合は、乙に対して、燃料の優先供給の提供を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は甲の要請を受けたときは、速やかに燃料供給に協力するものとする。

（供給燃料の種類）

第4条 甲が乙に優先供給を要請する燃料は灯油とする。また、必要に応じて乙が取扱可能な他の石油製品（ガソリン及び軽油等）についての供給を要請することがある。

（燃料等の価格）

第5条 甲が乙に支払う燃料の価格は、原則として災害発生直前における資源エネルギー庁が公表する「石油製品価格調査_給油所小売価格調査_鳥取県」の調査結果を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（連絡責任者等）

第6条 乙は災害時に支障を来さないよう、甲にあらかじめ連絡責任者、給油所等の名称、所在地、連絡体制、連絡方法等を記入した報告書（様式1）を提出するものとする。
2 乙は前項の規定により報告した事項に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとし、甲乙いずれかの申出がない場合は、期間満了日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（解除）

第8条 甲または乙において、協定を継続できない事由が発生した場合は、甲乙協議のうえこの協定を解除できるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 鳥取県鳥取市的場一丁目1番地
鳥取市立病院
鳥取市病院事業管理者
平野文弘 印

乙
印

様式1（第6条関係）

令和 年 月 日

連絡責任者等報告書

鳥取市立病院
鳥取市病院事業管理者
平野文弘様

印

災害時における燃料供給等に関する協定書第6条の規定に基づき、下記のとおり連絡責任者等について報告します。

記

1 連絡責任者
2 給油所等の名称
3 所在地及び連絡先
4 所要時間（要請から到着）
5 その他